

令和 6 年 8 月 6 日  
社 会 教 育 課 作 成

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

記

- 1 事 故 発 生 日      令和 6 年 5 月 2 6 日（日）午前 9 時頃
- 2 事 故 発 生 場 所      酒田市中心西町 2 番 5 9 号  
酒田市中心公民館ホール（総合文化センター内）
- 3 相      手      方      市内法人
- 4 損害賠償の内容      令和 6 年 5 月 2 6 日午前 9 時頃、相手方が酒田市中心公民館ホール（総合文化センター内）において午後 1 時半から開催予定の講演会の準備をしていた際、同ホール吊り物に故障を発見した。  
相手方と施設管理者が協議した結果、舞台の安全性を確認する必要があるため、急きょ講演会の会場を酒田市公益研修センターへ変更した。  
相手方は、会場変更に伴い、急きょ参加者への電話連絡、舞台の音響照明等の仕様変更の対応を行った。この会場変更に伴い相手方が要した経費について、損害賠償を求められたもの。
- 5 損害賠償の額      1 3 5 , 2 6 5 円
- 6 専 決 年 月 日      令和 6 年 7 月 2 2 日

## 酒田市税条例の一部改正について

### 1 経過及び改正の理由

災害の被災者等に対する入湯税の課税免除の規定を設けるため、酒田市税条例の一部を改正するもの。

### 2 主な改正内容

災害の被災者等に対する入湯税の課税免除の規定を追加する。  
(災害の被災者等を含めた包括的な規定を追加するもの)

### 3 施行年月日

公布の日から施行し、令和 6 年 7 月 2 9 日から適用する。

令和 6 年 8 月 8 日  
健康福祉部地域福祉課作成

## 酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

### 1 改正の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）に基づき貸付を行う災害援護資金について、貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図るため、酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するもの。

### 2 主な改正の内容

#### （１）保証人に係る規定の追加（第 14 条第 1 項）

保証人について、任意に立てることができることとしたもの。

#### （２）利率の緩和（第 14 条第 2 項）

改正前 据置期間中は無利子、据置期間経過後は年 3 %

改正後 保証人を立てる場合 無利子

保証人を立てない場合 据置期間中は無利子

据置期間経過後は、年 3 % 以内で規則で定める率（1.5%を予定）

#### （３）償還方法の拡充（第 15 条第 1 項）

改正前 年賦償還

改正後 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

#### （４）条ずれの修正（第 15 条第 3 項）

償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金について、法及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の過去の改正により、条ずれが発生してしまっていることから、引用を修正する改正を行うもの。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

令和 6 年 8 月 6 日  
建設部 建築課 作成

## 酒田市営住宅条例の一部改正について

### 1. 改正の概要

酒田市営住宅の駐車場使用料の減免規定を設けるため条例の一部を改正するものです。

### 2. 改正の内容

第 4 2 条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第 4 2 条の 2 市長は、入居者に特別の事情があると認めたときは、別に定める基準により、使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

### 3. 改正の理由

令和 6 年 7 月 2 5 日の豪雨に伴い河川氾濫等により、本市の住宅に甚大な被害が発生し、多くの方が市営住宅等に転居せざるを得ない状況であることから、市営住宅等の住宅使用料の減免を実施し被災者支援を行います。

現在、家賃及び敷金については、収入の減や災害による減免等の規定が設けられており対応できますが、駐車場使用料については減免等の規定が設けられておりません。被災者の方が市営住宅等へ円滑に入居できるよう、駐車場使用料にも減免又は徴収の猶予の条項を加えるものです。

### 4. 減免の適用について

駐車場使用料を目的外使用の入居期間（最大 2 年間）全額免除する。

※家賃（最大 2 年間）及び敷金の免除も合わせて行う。

### 5. 条例改正の施行日

公布の日から施行し、令和 6 年 8 月 6 日から適用する。

令和 6 年 8 月 6 日  
建設部 建築課 作成

## 酒田市公共賃貸住宅条例の一部改正について

### 1. 改正の概要

酒田市公共賃貸住宅の駐車場使用料の減免規定を設けるため条例の一部を改正するものです。

### 2. 改正の内容

第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車場使用料の減免又は徴収の猶予）

第 3 2 条の 2 市長は、入居者に特別の事情があると認めたときは、駐車場使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

### 3. 改正の理由

令和 6 年 7 月 2 5 日の豪雨に伴い河川氾濫等により、本市の住宅に甚大な被害が発生し、多くの方が市営住宅等に転居せざるを得ない状況であることから、市営住宅等の住宅使用料の減免を実施し被災者支援を行います。

現在、家賃及び敷金については、収入の減や災害による減免等の規定が設けられており対応できますが、駐車場使用料については減免等の規定が設けられておりません。被災者の方が市営住宅等へ円滑に入居できるよう、駐車場使用料にも減免又は徴収の猶予の条項を加えるものです。

### 4. 減免の適用について

駐車場使用料を目的外使用の入居期間（最大 2 年間）全額免除する。

※家賃（最大 2 年間）及び敷金の免除も合わせて行う。

### 5. 条例改正の施行日

公布の日から施行し、令和 6 年 8 月 6 日から適用する。